

国 都 計 第 30 号
平成 22 年 8 月 30 日

各都道府県知事
各指定都市の長 あて

国土交通省 都市・地域整備局長

低炭素都市づくりガイドラインの策定について

喫緊の課題である地球温暖化問題に対応するためには、住宅の環境性能向上などの単体対策のみならず、市街地の拡散を抑制し、公共交通活用などの交通対策と組み合わせることで集約的な都市構造に誘導すること、建物の更新を面的に推進し併せてエネルギー利用の効率化や未利用・再生可能エネルギーの活用を図ること、或いは吸収源となる緑地の保全と都市緑化を推進することなどの都市分野の対策を総合的に推進する必要があります。

このような総合的な「低炭素都市づくり」については、「様々な施策をどのように組み合わせれば都市全体として効果的か」を客観的に比較することができる確立した手法がなかったことから、今般、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づく技術的な助言の性格を有するものとして「低炭素都市づくりガイドライン」をとりまとめ、策定したので通知します。

この「低炭素都市づくりガイドライン」は、現時点の専門的知見を集約し、低炭素都市づくりの基本的な考え方、考えられる具体的な施策を体系的に明らかにするとともに、都市全体のCO₂排出量の変化を総合的に推計するため今回開発したシミュレーション手法から構成されます。

これにより、各都市において、施策検討のために必要となる、都市全体における施策効果等の基礎的な情報を明らかにすることが可能となります。

また、各都市が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）に基づき低炭素化に取り組むに当たり、このガイドラインに基づく検討成果が同法の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」（新実行計画）に盛り込まれるとともに、都市計画マスタープランづくりに活用されるなど、特に、都市構造自体の方向性としてコンパクトシティ化をにらんだ客観的で総合的な検討が深まることが期待されます。

国土交通省としては、今後、実務の参考となるデータや事例等最新の情報を、順次国土交通省ホームページに掲載するなど、本ガイドラインの活用のための情報提供と技術的支援を強力に進めていきます。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本ガイドラインを周知いただくようお願いいたします。